

令和4年度第3回 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議

日時：令和5年3月3日（金）

午後7時～午後8時30分

場所：北薩地域振興局第二庁舎2階会議室

会 次 第

1 議 事

(1) 報告事項

- ア 令和4年度第2回地域医療構想調整会議の開催結果について
イ 令和4年度第3回各保健医療圏病床機能別専門部会合同部会の協議結果について
【資料1】

(2) 協議事項

- ア 公的医療機関等2025プラン・公立病院経営強化プランの進捗状況について

(ア) 川薩保健医療圏 【資料2】

- ・川内市医師会立市民病院
- ・済生会川内病院
- ・薩摩郡医師会病院

(イ) 出水保健医療圏 【資料3】

- ・出水総合医療センター
- ・出水郡医師会広域医療センター

イ 令和3年度病床機能報告と定量的基準の照合結果について 【資料4】

ウ 紹介受診重点医療機関選定に係る協議の進め方について 【資料5】

エ 令和5年度の川薩・出水保健医療圏地域医療構想に関する現状把握のための調査実施について
【資料6】

オ 令和5年度の計画（案）について
【資料7】

(3) その他

ア 北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議委員の選任について

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

R4.12現在

区分	所 属	職 名	氏 名	備考
都市医師会	川内市医師会	会長	久留 敏弘	
	薩摩郡医師会	会長	堀之内 都基	
	出水郡医師会 (介護支援専門員協議会出水支部)	会長 (支部長)	來仙 隆洋	
市郡歯科医師会	薩摩川内市歯科医師会	会長	林 廣昭	
地区薬剤師会	出水郡薬剤師会	会長	瀬野浦 格	
地区看護協会	鹿児島県看護協会出水地区	地区長	新井田 香	R4新規
市町長	薩摩川内市	市長	田中 良二	
	さつま町	町長	上野 俊市	代理 保健福祉課長 甫立 光治
	阿久根市	市長	西平 良将	代理 健康増進課長 猿楽 浩士
	出水市	市長	椎木 伸一	代理 副市長 吉田 定男
	長島町	町長	川添 健	
代表性を考慮した病院・診療所、 主な疾患に関する学識経験者等 及び 介護保険事業者、 保険者等	川内市医師会立市民病院	院長	田實 謙一郎	
	薩摩郡医師会病院	院長	相良 久治	
	出水郡医師会広域医療センター	院長	今村 博	
	済生会川内病院	院長	寄山 敏男	
	クオラリハビリテーション病院	院長	松下 兼一	
	出水総合医療センター	院長	花田 法久	
	卓翔会記念病院 (介護支援専門員協議会川薩支部)	理事長 (支部長)	黒田 篤	R4.12 所属名変更
	森園病院	副理事長	江畠 浩之	
	鹿児島県認知症グループホーム連絡協議会 (いづみ川薩支部)	理事長 (支部長)	古城 順子	
	鹿児島県保険者協議会 (全国健康保険協会鹿児島県支部)	委員(企画 総務部長)	山田 理佳	
保健所	北薩地域振興局 保健福祉環境部 (川薩保健所, 出水保健所)	保健福祉 環境部長	岩松 洋一	R4新規 所属名修正

任期:令和5年3月31日まで

北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号、以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき、「鹿児島県地域医療構想」（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

- (1) 北薩地域保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員22名以内で組織する。

2 委員は、法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから北薩地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 委員は再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、議長が招集する。

2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に、専門的な事項について調査研究するため、必要な専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長がこれを招集する。

3 第4条、第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は、専門部会において準用する。この場合において、これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」となるのは、「副部会長」と読み替えるものとする。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、その者が指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、北薩地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。